

秋の交通安全県民運動

令和2年9月21日(月・祝)～30日(水)



9月30日(水)は
交通事故死
ゼロを
目指す日です!

統一行動日

令和2年9月23日(水)

各機関・団体が、交差点等の街頭で一斉に交通安全啓発活動や交通安全指導を行う日です。



秋の交通安全県民運動 4つの取組み

1

子どもを始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保

歩行者は

- 道路を横断する際は、しっかり左右の安全確認をする、横断歩道を渡るなど、自らの安全を守るための交通ルールの遵守と交通マナーを実践しましょう。



自転車利用者は

- 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、無灯火、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等はしないようにしましょう。また、自転車事故被害者救済に資するため、損害賠償責任保険等（TSマーク付帯保険等）へ加入しましょう。

運転者は

- 横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務等を守り歩行者保護を徹底しましょう。

家庭・地域・職場では

- 通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等での見守り活動等を推進しましょう。

2

高齢運転者等の安全運転の励行

運転者は

- 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底しましょう。



高齢運転者は

- 運転に不安を感じるようになったときは、運転免許の自主返納を検討し、返納に踏み切れない場合は、まず、自らが運転時間帯や場所等を限定して安全運転を続ける「限定運転」に積極的に取り組みましょう。
- 自動ブレーキおよびペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）等の利用を検討しましょう。

家庭・職場等では

- 高齢運転者に対し、運転免許の自主返納、限定運転の呼びかけや高齢免許返納者サポート制度などの各種支援施策、安全運転相談窓口を周知しましょう。



3

夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

歩行者・自転車利用者は

- 夕暮れや夜間に外出するときは、運転者が認識しやすいよう明るい服装や反射材を着用しましょう。

運転者は

- 夕暮れ時には自動車の前照灯を早めに点灯するほか、夜間の「ハイビーム実践運動」やスピードダウンを励行しましょう。
- 飲酒運転の悪質性・危険性を理解し、飲酒後に急用が生じた場合であっても、酒気を帯びた状態での車両等（自転車を含む）の運転はやめましょう。
- いわゆる「あおり運転」は、重大な交通事故につながる悪質・危険な行為であり、絶対やめましょう。また、あおり運転被害防止のため、ドライブレコーダーの設置を検討しましょう。



家庭・地域・職場では

- 子どもや高齢者が外出する際には、交通ルールの遵守や反射材用品の利用について声かけを行いましょう。

4

交通安全3S (Save Silver, Save Child, Slow Down) + 2アクションの励行

■ Save Silver (高齢者の事故抑止)

深夜に危険な行動と思われる高齢歩行者を見かけたときは、110番へ積極的に通報しましょう。

■ Save Child (子どもの事故抑止)

家庭、地域、職場において、子どもに対する交通安全指導や誘導を行うなど、子ども自身の安全行動を促進しましょう。

■ Slow Down (ゆとりある速度での運転)

幹線道路等において見せる街頭啓発活動を推進し、ゆとりある速度での運転を実践する「スロードライブ」意識を定着させましょう。

■ 交通事故が起きにくい環境づくり

「従業員の安全教育」、「家族への呼びかけ」、「地域での交通啓発活動」などの交通安全活動を職場ぐるみで推進することにより、交通事故のない「安全で安心な福井」の実現を目指しましょう。

■ クルマに頼り過ぎない社会づくり

通勤・通学等での過度なクルマの利用を見直し、公共交通機関への転換を図るため、カー・セーブ運動を促進しましょう。